規則

○日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月十八日

日本学術会議会長　大西　隆

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「意思の表出」の下に「（提言及び報告を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。